新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い 指定燃えるごみ専用袋を全世帯に追加配布します

令和2年(2020年)4月9日(木)

箕面市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い、市民の在宅時間が長くなり家庭ごみの排出量が増加していることから、市内の全世帯を対象に、市指定の燃えるごみ専用袋を1世帯あたり10枚(計300リットル)追加配布します。

1. 概要

箕面市では、家庭から出る燃えるごみを市指定のごみ袋で排出することとしており、世帯の人数に応じた一定枚数を、毎年無料で配布しています。

現在、流行中の新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い、学校の臨時休校や外出自粛要請などが続き、市民の在宅時間が長くなっています。このため、家庭内での消費活動が増大し、家庭ごみの排出量の増加が見られることから、市民の負担軽減を目的に、市内の全世帯を対象に、燃えるごみ専用袋を1世帯あたり10枚(計300リットル)追加で配布します。

2. 配布の対象・方法等

(1)配布対象

箕面市に住民登録している全世帯(令和2年3月末現在で61,471世帯)

- (2)配布数
 - 1世帯あたり、指定燃えるごみ専用袋(30リットル袋)10枚
- (3)配布方法

世帯主宛てに引換はがきを郵送(令和2年4月15日(水)発送予定)

(4)交換窓口

箕面市役所、豊川支所、止々呂美支所、箕面市総合保健福祉センター

(5)交換時期

引換はがきの到着から令和2年7月31日(金)まで

問い合わせ先

市民部 環境整備室

電話:072-729-2371(直通)